

物品賃貸借仕様書

- 1 案件名
ネットワーク機器賃貸借（長期継続契約）
- 2 事業概要
保守限界を迎える情報系ネットワーク機器を更新するため、必要な機器の調達、設定及び保守業務の仕様について定めるものである。
- 3 賃貸借期間
令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（60カ月）
- 4 納入期限
令和3年9月30日
- 5 担当部署
富士山南東消防本部 総務課 企画調整係
静岡県三島市南田町4番40号 電話番号 055-972-5801
- 6 納入・設置場所
富士山南東消防組合各拠点9施設
詳細は別紙納品仕様のとおり
- 7 賃貸借物件
別紙調達内容のとおり
- 8 賃貸借期間終了後の対応について
ネットワーク構築のために賃貸借を受けるものは、本契約の全ての債務を履行した際に、現状有姿のまま富士山南東消防組合に無償譲渡するものとする。
- 9 システム構築および設置
調達機器の納入、設置、接続、ネットワークの設計・構築、動作確認、その他、各機器が正常稼動するのに必要な設定作業を対象とする。
- 10 保守
別紙保守仕様のとおり

11 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

12 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

13 権利義務の譲渡禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

14 その他

- (1) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。
- (3) 賃貸人は、いかなる場合においても本契約の履行中知り得た情報（業務に関わる事項および付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

15 長期継続契約特記事項

本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定及び富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約（平成 28 年富士山南東消防組合条例第 28 号）に関する条例に基づく長期継続契約である。

長期継続契約は、「各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結する」という法律上の制約があるため、契約締結後に、その予算が削減または減額された場合には、契約を解除・変更することがある。

なお、契約を解除・変更する場合は双方協議の上、対応するものとする。